

資 料 提 供
令和 7 年 10 月 8 日
課 名：広島県土木建築局
河川課
担 当 者：水頭
外 線：082-513-3929

くろせがわ くろせがわ
**黒瀬川水系黒瀬川等を
特定都市河川に指定します**

広島県では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、呉市及び東広島市を流れる二級河川黒瀬川水系黒瀬川等について、令和 8 年 4 月 1 日に特定都市河川に指定します。

- 近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化していることに加え、黒瀬川流域においては、上流域における急速な市街化の進展などの課題を有していることから、黒瀬川及びその支川を特定都市河川に指定し、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていきます。
- このため、本年 3 月に関係市の意見聴取を行うなど、指定に向けた手続きが完了したことから、令和 7 年 10 月 9 日付けの県報告示にて、特定都市河川流域の指定日等を公示するのでお知らせします。
- 令和 8 年 4 月 1 日の特定都市河川の指定に伴い、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）第 30 条に基づき、一定規模以上の開発等に伴う雨水浸透阻害行為に関しては、許可が必要になります。
- また、今後、法第 7 条に基づく流域水害対策協議会を組織し、河川管理者や下水道管理者、関係自治体等と共同して浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（流域水害対策計画）を定め、浸水被害対策を総合的に推進して参ります。
- 特定都市河川流域指定に伴う取組の推進には、地域住民や関係事業者の皆様のご理解が重要であることから、引き続き、関係市と連携して、指定の必要性や効果等について広く発信して参ります。

[添付資料]

- 別紙 1 「流域治水」の本格的実践に向けて黒瀬川を特定都市河川に指定します。
- 別紙 2 特定都市河川指定流域で雨水浸透阻害行為を行う際には流出抑制のための許可が必要になります。

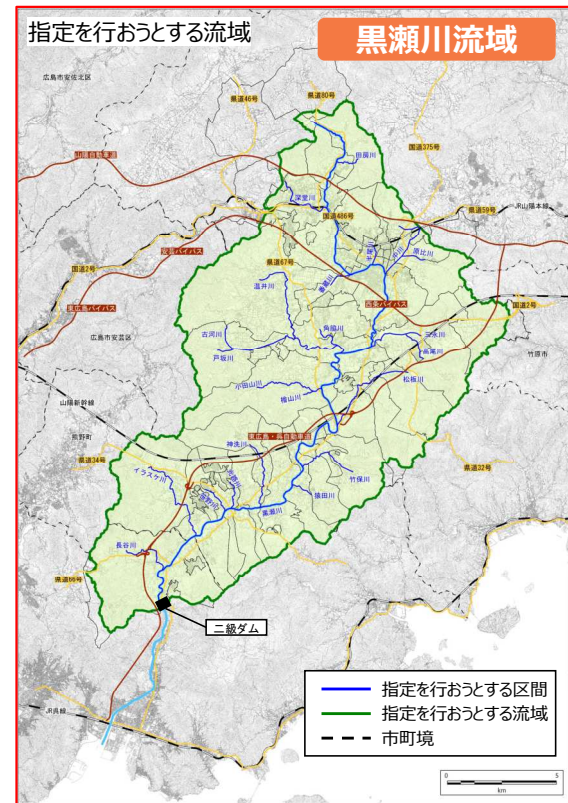
『流域治水』の本格的実践に向けて **黒瀬川等を特定都市河川に指定**します。

指定日：令和8年4月1日

広島県では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う『**流域治水**』を強力に推進しています。

黒瀬川流域においては、流域の地形特性や社会特性の特徴・課題に対応するため流域治水の取組を加速する必要がある、その手法として**特定都市河川に指定**することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていくことが可能となります。

平成30年7月豪雨時の
黒瀬川浸水状況等



特定都市河川の指定によって **みんな**でできる **5つのこと**

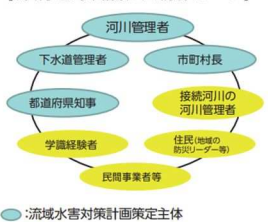


みんなが参加できる 仕組み

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して**流域水害対策計画**を策定

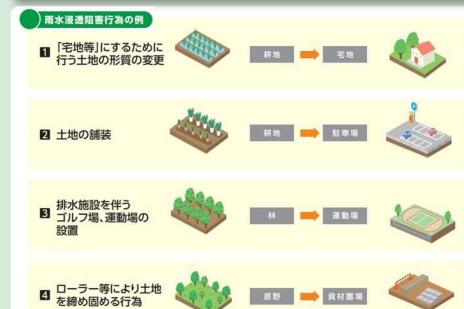
流域水害対策計画の作成や実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する**流域水害対策協議会**を設置

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



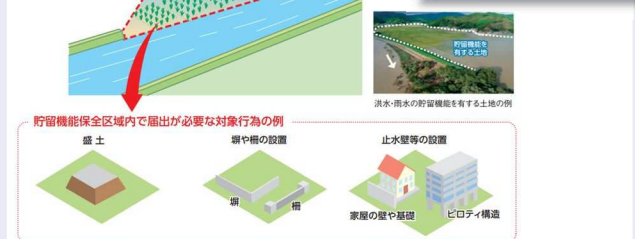
雨水流出の増加を抑制 雨水流出のさらなる抑制

一定規模※以上の**雨水浸透阻害行為**（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、**対策工事**（雨水貯留浸透施設の設置）を義務付け
※1,000m²。ただし、都道府県の条例で500m²以上1,000m²未満の範囲で別に定めることが可能。



流域における貯留機能の保全

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、**浸水被害の防止や拡大を抑制する効果がある施設・土地**に対して、**将来にわたってその効用を保全**

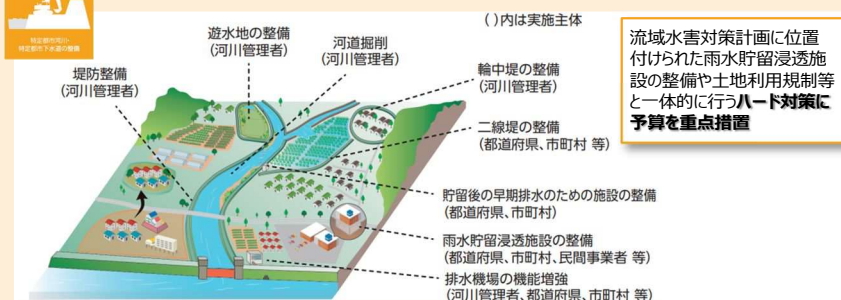


水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が**「浸水被害防止区域」として指定**し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進



計画に基づくハード対策の加速化



令和8年4月1日から

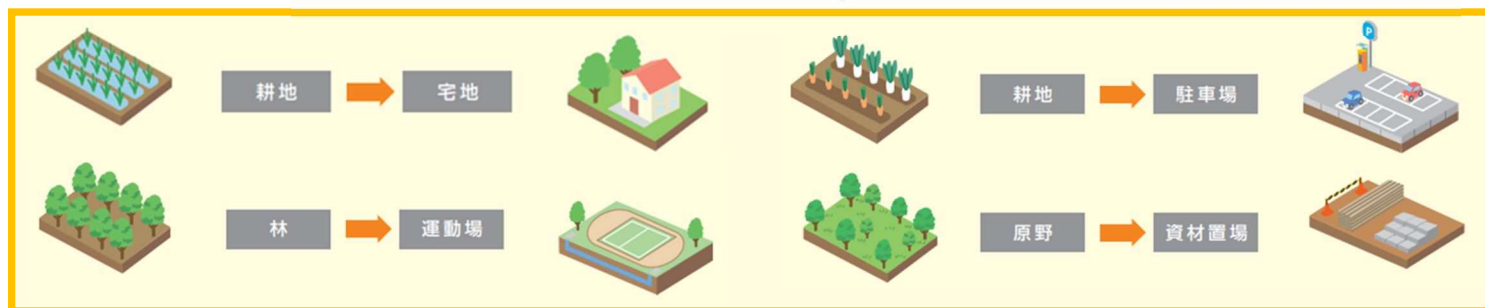
特定都市河川指定流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要になります。



黒瀬川及びその支川が特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、**許可が必要**（貯留・浸透施設の整備）になります。

この**雨水浸透阻害行為の許可制度**は、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模の以上の行為に対して、その対策を義務付けるものです。

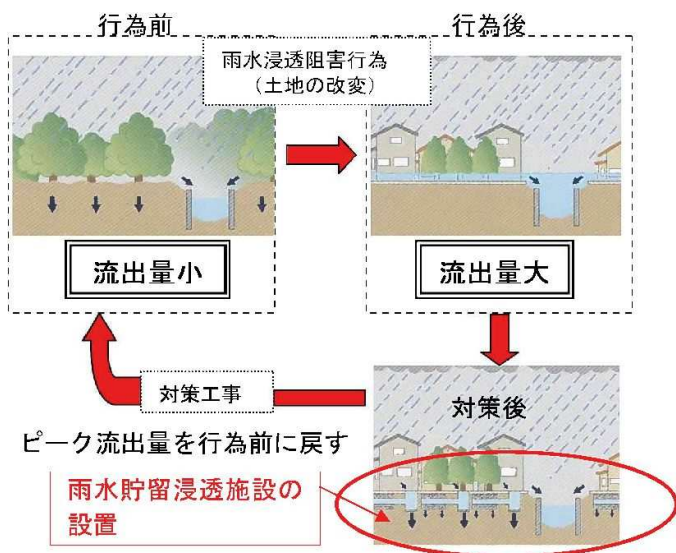
次のような、**雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）**を行う際には…



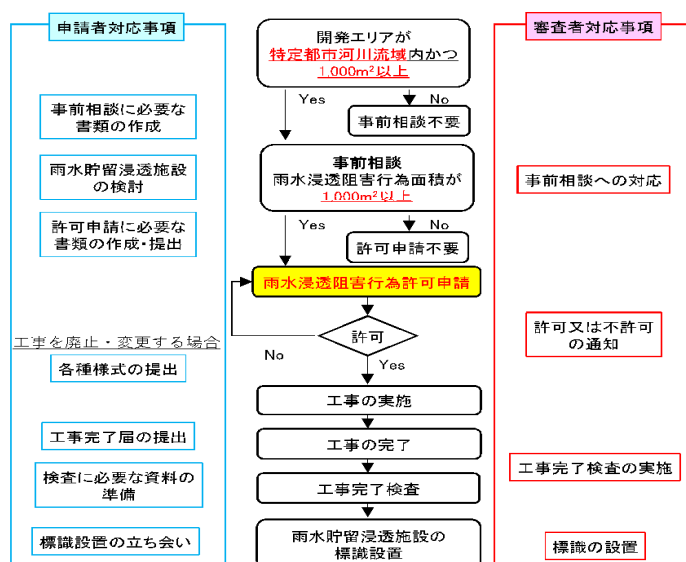
河川に流れ込む量を抑制するために**雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要**



対策の概念



手続きフロー図



黒瀬川流域の概要

